

3 地域に愛され育まれる公園への展開

ここでは、地域に愛され育まれる公園への展開にあたっての(1)展開の前提となる考え方、(2)展開の柱、(3)身近な公園の再生の進め方についてまとめます。

(1) 展開の前提となる考え方

「自分の責任において公園を楽しく利用する」という意識のもと、地域の合意を形成し、公園を運営していくためのルールを皆さん自身がつくすることで、新たな公園の利用が可能となります。

< 新たな公園の利用 >

13・14ページには、主役である市民自らが身近な公園の再生にかかわることで、どんな活動や空間が可能となるのか、その一例を提示しています。同時に、公園に新たに求められている防犯の視点、誰もが利用しやすい空間・施設などについても提示しています。

公園の使い方を考えるのも決めるのも「使う側のプロ」である市民の皆さんです。皆さん自身が「公園は地域のものである」と考え、身近な公園の再生に主体的にかかわることで、これまで実現できなかった新たな公園の利用が可能となります。

< 合意形成が大切 >

市民の公園に対するニーズは多様であり、中には競合する場合も少なくありません。

限られた空間をみんなで上手に使いこなしていくには、オープンな話し合いの中で、知恵を出し合うなど、互いに譲り合い、世代を超えた合意形成を図っていく必要があります。

< ルールづくりが大切 >

これまでの公園の管理は、「誰もが利用できるようにするために」という公共性や事故に対する安全性を重視するあまり、市民の柔軟な発想での使用が制限されていたと言えます。

これまで実現できなかった新たな利用を可能とするためには、「自分の責任において公園を楽しく利用する」という意識のもと、公園を運営していくためのルールづくりを行う必要があります。

ここでは、「市民のニーズが高いにもかかわらず、なかなか実現できない活動」を独自のルールづくりにより可能にしている事例として、東京都世田谷区の羽根木プレーパークを紹介します。

～自分たちで責任を持つならこんな公園もできる～

羽根木プレーパーク（東京都世田谷区）

- 名 称：羽根木プレーパーク
- 種 別：地区公園（羽根木公園）の一部
- 面 積：3,000㎡
- 運 営：羽根木プレーパークの会
- 支 援：（福）世田谷区ボランティア協会
- 考え方：プレーパークの遊具で遊んでいる最中に子どもが骨折したことをきっかけに、事故の責任の所在を明らかにするとともに、住民自治の精神を再確認しようという機運が高まりました。

この時、「遊ぶ本人が責任を負う」ことにより、プレーパークで「自由に遊ぶ」ことが保障できるという考え方が確認され、プレーパークには「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを宣言する看板が立てられました。

1990年の設立以来、20年以上に渡って活動を継続していく上で、何度も立ち返った、活動の原点となる精神です。

- 備 考：羽根木プレーパークは、日本で初めての常設プレーパークとして、1979年に誕生しました。その後、1982年に「世田谷区プレーパーク」を、1989年に「駒沢はらっぱプレーパーク」を新たに整備し（現在はさらに、「烏山プレーパーク」を開設準備中）、羽根木プレーパークと同様に、自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとした公園の運営を行っています。

なお、羽根木プレーパークでは、「自分の責任で自由に遊ぶ」を掲げる一方で、常駐のプレーリーダーが遊具の安全点検に細心の注意を払い、事故の発生を防ぐ努力を行っています。プレーパークの会の会員が救急法を習ったり、ボランティア保険に加入するといった、「万が一事故が起きた場合」への準備もなされています。保険については、公園自体で自治体賠償保険に入っており、プレーパークの会独自でも賠償責任保険に加入しています。

